

小布施町中学生地域クラブ種目クラブ運営規則

(目的)

第1条 この規則は、小布施町中学生地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）の目的達成のため、種目ごとに活動を行う小布施町中学生地域クラブ種目クラブ（以下「種目クラブ」という。）の設立・運営の原則について定めたものである。

(種目クラブ)

第2条 以下の要件を満たした場合、種目クラブとしての活動を認める。

- (1) 小布施町中学生地域クラブ規約を遵守するクラブであること
- (2) 種目クラブを運営するために代表責任者がいること
- (3) 種目クラブ活動を指導する監督・コーチ等の指導者がいること※(2)と兼ねてもよい指導者は、「小布施町中学生地域クラブ指導者」であること
指導者の中で代表指導者がいること※(2)と兼ねてもよい
- (4) 種目クラブの保護者会が組織されていること
- (5) 種目クラブでの活動に参加を希望する会員がいること
- (6) 種目クラブに参加する生徒・指導者はスポーツ保険に加入すること
- (7) 「小布施町中学生地域クラブ活動届出書」及び「小布施町中学生地域クラブ年間計画」、「小布施町中学生地域クラブ参加生徒名簿」を小布施町教育委員会へ提出し、会長の承認を得ること

(指導者の要件)

第3条 小布施町中学生地域クラブ指導者は、次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) スポーツ・文化芸術活動を通して青少年の健全育成に寄与する志があること
- (2) 活動をするに当たり、会員の健全な育成（教育者としての責任）、参加会員の健康・安全（安全責任）、活動場所の施設・備品の管理（管理責任）を負うことを自覚し、行動すること
- (3) 体罰や暴言、威圧は絶対にしないこと
- (4) 小布施中学校に部活動がある活動においては、地域指導者と部活動顧問（中学校指導者）の連携を図り、一貫した指導となるよう努めること
- (5) 活動の専門性及び中学生の指導者としての専門性を高めるよう研修に励むこと

(指導者に関わる規定)

第4条 種目クラブ指導者は、「小布施町中学生地域クラブ指導者規程」を踏まえて指導に当たる。

(会員)

第5条 地域クラブの活動に参加したい会員は、小布施中学校生徒に限定せず、趣旨に賛同し、入会申込書を提出したすべての生徒とする。

- 2 中学生の多様な興味関心、体力等の個人差等を考慮し、地域クラブの活動への参加は任意とする。

(保護者)

第6条 保護者は会員の健康や心身の安全について注意を払い、種目クラブへの活動に対する支援を必要に応じて行う。

(会計)

第7条 種目クラブの活動を進める上で、地域クラブが負担しない経費については、種目クラブごと集金し運営をする。種目クラブごとに、原則として年度末に地域クラブ会長に対し会計報告を行う。

(活動)

第8条 種目クラブで使用する用具等は、当面の間、小布施中学校と共有することができる。月ごとに施設使用申請書（前月の15日まで）を提出し、承認された時間と場所のみでの活動とする。

(報償費)

第9条 種目クラブ指導者の報償費は、予算の範囲内で地域クラブ事務局が支払うものとする。

(賛助会員)

第10条 クラブの目的に賛同し、クラブ活動に資金的に支援する意思をもつ個人及び団体・法人は賛助会員になることができる。

(改正)

第11条 この規則は運営委員会において出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

(附則)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。